

国立市水循環基本計画進捗状況報告書

令和2年度版

国立市 生活環境部 環境政策課

国立市水循環基本計画進捗状況報告

水循環基本計画中の「8. 計画の推進と進行管理」(2)「進行管理」に基づき、おおむね5年ごとの進捗状況を報告します。平成28年度に行った前回の評価結果と見比べる形で掲載しています。

報告内容としては、計画の「7. 計画の基本目標」に記載されている9つの基本目標及び「8. 計画の推進と進行管理」の2つの項目について、その進捗状況を各施策実施部署の評価を踏まえて評価しました。

評価については、「5」:十分達成した、「4」:達成した、「3」:一部達成した、「2」:あまり達成できなかった、「1」:達成できなかった、の5段階としました。

このページには各基本目標・項目ごとの評価を平均した数値の一覧を記載しています。次ページから施策ごとの内訳を列記しています。

7. 計画の基本目標 進捗状況評価一覧

基本目標	平成28年度 評価	令和2年度 評価
(1) 雨水浸透と地下水の保全	3.2	3.3
(2) 湧水と周辺環境の整備	2.0	2.3
(3) 安らぎと潤いを与える親水空間としての多摩川と矢川の保全	2.7	3.0
(4) 安全と生態系に配慮した用水の管理	2.6	2.9
(5) おいしく供給量も十分な上水道と節水対策	3.2	3.2
(6) 下水道の改善・整備	3.7	3.7
(7) 災害時に水を確保できる体制の整備	3.0	3.0
(8) 水循環に寄与できる緑地の保全	3.0	3.5
(9) 環境学習への取組	4.0	3.7

8. 計画の推進と進行管理 進捗状況評価一覧

基本目標	平成28年度 評価	令和2年度 評価
(1) 推進体制の整備	3.0	3.0
(2) 進行管理	4.0	4.0

7. 計画の基本目標 進捗状況評価一覧内訳

※評価について 5:十分達成した 4:達成した 3:一部達成した 2:あまり達成できなかった 1:達成できなかった

基本目標		担当課	評価※	平成28年度の評価	評価※	令和2年度の評価
(1) 雨水浸透と地下水の保全			3.2		3.3	
1	◆地下水を将来にわたり維持するには、使用した分を地下へ浸透させることが必要ですので、緑地の保全や雨水浸透施設の設置を進め、地下水のかん養に取り組みます。	環境政策課	3	谷保緑地、大学通り緑地帯などの保全のため、支障枝剪定や草刈といった手入れを適切に行うとともに、大学通り緑地帯には既設の雨水浸透施設があり、地下水の涵養に努めている。しかし、近年土壌が乾燥して雨水浸透しにくくなっており、原因究明を含めて課題となっている。	3	谷保緑地、大学通り緑地帯などの保全のため、支障枝剪定や草刈といった手入れを適切に行うとともに、大学通り緑地帯には既設の雨水浸透施設があり、地下水の涵養に努めている。しかし、近年土壌が乾燥して雨水浸透しにくくなっており、原因究明を含めて課題となっている。
2	◆市の施設や公園、公立学校等の公共施設敷地内に雨水浸透施設設置を積極的に進めます。	環境政策課 各施設	3	公園改修(城山公園、ポッポ道)の際に雨水浸透施設を新設した。 また、市内公園の水飲み場は浸透柵になっており、飲みこぼしの水等は土壌へ浸透させている。	3	平成28年度の評価以降、雨水浸透施設の新設は行っていない。
3	◆雨水浸透ます設置助成金を継続します。	下水道課	4	継続している。平成6年度から26年度末までに累積86件補助し、210基設置した。	4	継続している。平成6年度から令和2年度末までに累積90件補助し、217基設置した。
4	◆住宅新築等の場合に雨水浸透ます設置を窓口指導で行い、さらに、既設住宅への設置も積極的に市民に呼びかけていきます。	下水道課	3	窓口指導について、平成6年度から26年度末までに3,455件、12,507基設置した。既設住宅への設置は難しいが呼びかけは行っている。	4	窓口指導について、平成6年度から令和2年度末までに4,960件、18,835基設置した。既設住宅への設置は難しいが呼びかけは行っている。
5	◆公共施設や民有地への雨水浸透トレンチ設置を推進します。	下水道課 環境政策課	3	平成26年度城山公園、ポッポ道に設置した。民有地への設置も窓口などで呼びかけている。	3	雨水浸透トレンチを設置するような工事はなかった。民有地への設置も窓口などで呼びかけている。
6	◆安心して地下水を利用するために、地下水汚染の防止策を検討し、良質な地下水の確保を図り、テトラクロロエチレンの浄化作業を継続していきます。	環境政策課	3	市内事業所が起こした地下水汚染の実態把握のため、事業所を中心とした市内10数か所の井戸水を毎年水質検査している。この5年間で汚染のあった井戸が徐々にではあるが改善してきた。	3	市内事業所が起こした地下水汚染の実態把握のため、事業所を中心とした市内10数か所の井戸水の水質検査を毎年度実施している。汚染のあった井戸の水質が徐々にではあるが改善してきた。
(2) 湧水と周辺環境の整備			2.0		2.3	
7	◆潤いのある水辺環境の維持・創出については、身近な生き物の生息環境の保全を考慮し、市民参加による維持管理活動等が行える環境づくり、仕組みづくりを進めます。	環境政策課	2	城山池の整備に伴い、里人会議の協力を得る等により、市民参加による維持管理活動の仕組みづくりを検討している。	3	里人会議の協力により、城山池に注ぐ水路でホタルの復活を試みている。国立第一小学校の児童にもホタルの勉強会、ホタルの幼虫の飼育、放流を行ってもらっている。
8	◆湧水量を維持するためには、水源となる浅い地下水のかん養が重要な役割を担っており、雨水浸透ますの設置や地下浸透機能を持つ緑地等の積極的な保全・創出を進めます。	下水道課	3	窓口指導や雨水浸透ます設置助成制度を活用し積極的に行っている。	3	窓口指導や雨水浸透ます設置助成制度を活用し積極的に行っている。
9	◆湧水の水源かん養については、広域的な視点での取組を推進します。	環境政策課	1	地下水の広域的な取組のためには、水脈調査が必要だと思われるが、非常に困難である。したがって、今後は上流地域の近隣市へ雨水浸透の取組を働きかけていきたい。	1	平成30年度に実施した湧水の水質の保全に向けた効果的な地下水涵養施策検討業務委託において、ママ下湧水の集水域は市外に及んでいることが分かった。近隣市と協力した取組についても検討する必要がある。

※評価について 5:十分達成した 4:達成した 3:一部達成した 2:あまり達成できなかった 1:達成できなかった

基本目標		担当課	評価※	平成28年度の評価	評価※	令和2年度の評価
(3) 安らぎと潤いを与える親水空間としての多摩川と矢川の保全			2.7		3.0	
10	◆人々に安らぎと潤いを与える親水空間として、多摩川や矢川の水辺環境の保全を図ります。	環境政策課	3	多摩川については国へ働きかけを行っている。また、矢川については緑の手入れや柵等の修繕を行っている。	3	多摩川については国へ働きかけを行っている。また、矢川については緑の手入れや柵等の修繕を行っている。
11	◆水質は水草等の生態系による浄化作用にも左右されるので、生態系に配慮した河川管理を進めていきます。	環境政策課	2	水質調査結果は安定しているが、川中に外来種が見つかるようになってきた。在来種の保護(生物多様性の保全)のための方策を検討する必要がある。	3	おんだし以降の用水路で外来種水生植物の除去を行っている。
12	◆水に関するイベントを実施し、市民の水に対する意識の向上を図ります。	ごみ減量課 環境政策課	3	水だけのイベントではないが、環境フェスタにて、水の懇談会やクリーン多摩川、市道路下水道課といった参加団体が出展する中で、市民の水に対する意識啓発を行っている。	3	環境フェスタにて、水の懇談会やクリーン多摩川、下水道課といった参加団体が出展する中で、市民の水に対する意識啓発を行っている。 ※令和2年度は新型コロナ感染拡大の影響により中止
(4) 安全と生態系に配慮した用水の管理			2.6		2.9	
13	◆溢水防止等の用水管理は不可欠であり、その維持管理をどのようにしていくかを検討していきます。	南部地域まちづくり課 環境政策課	4	スクリーンの清掃等の護岸管理を環境政策課で、水門の開閉等の水量管理を府中用水土地改良区(産業振興課)で行っている。	4	スクリーンの清掃等の護岸管理を環境政策課で、水門の開閉等の水量管理を府中用水土地改良区(南部地域まちづくり課)で行っている。水門の開閉については、流量計システムを導入のうえ、荒天時等の緊急対応にも柔軟・迅速に対応している。
14	◆平成14年4月に国より譲与を受けた水路等の特定公共物の維持、機能管理については、人的、財政的不足の状況にあることから、国・都へ向けた補助要望などに取り組みます。	環境政策課	4	国・都への要望については、全国市長会関東支部総会への要望事項として、水路の維持、機能管理に対する補助金制度の創設を要望している。	5	東京都産業労働局所管の補助金を活用し、水路補修工事を計画している。
15	◆かんがい期の流水管理については、府中用水土地改良区と市の水路管理者との協働維持管理を進めます。	南部地域まちづくり課 環境政策課	3	府中用水土地改良区の担い手が減り、費用負担も難しくなり、水路管理者の負担が増える傾向にあるため、協働維持管理は難しくなっている。	3	府中用水土地改良区の担い手が減り、費用負担も難しくなり、水路管理者の負担が増える傾向にあるため、協働維持管理は難しくなっている。
16	◆通年通水を目指す環境型用水路(自然護岸化等を行った水路)については、取水量の確保や水門の管理、水路周辺住民の理解と協力等の検討を行います。	環境政策課	2	水門の管理や国への働きかけを検討した結果、現状では難しいと考えられるが、矢川やママ下などの湧水は通年で流れており、水門の調整により、様々な場所で湧水による水辺環境を提供している。	2	水門の管理や国への働きかけを検討した結果、現状では難しいと考えられるが、矢川やママ下などの湧水は通年で流れており、水門の調整により、様々な場所で湧水による水辺環境を提供している。
17	◆水路の改修は開きよを原則とし、コンクリート三面張の護岸部分は、改修、切り回し等の際に、水辺景観や水生生物等を含む生態系に配慮した自然性の高い護岸に修復を目指します。	環境政策課	3	城山池の整備時に、素掘りのままの改修を行った。	3	平成29年度、令和元年度、令和2年度に水路護岸工事を実施したが、どれも住宅地に隣接していたことから自然性の高い護岸整備はできなかった。
18	◆老朽化した護岸の改修は散策路整備とあわせて一体的な整備計画を策定し、計画的に取り組めます。	環境政策課	1	計画未策定。	1	護岸補修工事は実施したが、散策路の整備とあわせて一体的な整備はできなかった。
19	◆用水を活用した生き物の観察や親水空間としてのビオトープ形成の推進を図ります。	環境政策課	3	復活させた城山池は、親水空間でありビオトープとしても機能している。	3	復活させた城山池は、親水空間でありビオトープとしても機能している。また、市民が自由に用水等の水路で水生生物と触れ合っている。

※評価について 5:十分達成した 4:達成した 3:一部達成した 2:あまり達成できなかった 1:達成できなかった

基本目標		担当課	評価※	平成28年度の評価	評価※	令和2年度の評価
20	◆用水は、府中用水土地改良区により維持管理がなされてきましたが、組合構成員である農業者が減少していることから、今後は流水管理も含め、府中用水土地改良区と市の水路管理者が協働して維持管理を考える必要があります。そこで、用水路の維持管理計画の策定を検討します。	南部地域まちづくり課 環境政策課	1	役割分担の調整が困難で、計画策定の検討段階にない。	2	役割分担の調整が困難で、計画の策定にまでは至っていない。しかし用水路の維持管理については、苦情案件を含め府中用水土地改良区と環境政策課との情報共有を推進しており、今後の計画策定に向けたノウハウは蓄積されてきていると考える。
(5) おいしく供給量も十分な上水道と節水対策			3.2		3.2	
21	◆おいしい水を確保するため、水質の更なる向上、井戸水源の地下水約6割(平成18年頃)へ戻すこと、地下水のかん養対策の検討、取水量の確保などを東京都へ要望します。	下水道課 環境政策課	3	上水道の水質向上、地下水割合の維持などは都への要望を検討するとともに、地下水のかん養については、雨水浸透施設の設置を助成金や窓口指導により推進している。	3	上水道の水質向上、地下水割合の維持などは都への要望を検討するとともに、地下水のかん養については、雨水浸透施設の設置を助成金や窓口指導により推進している。
22	◆限りある貴重な水資源を有効活用するために、節水施策の推進(広報活動による節水意識の高揚、漏水防止対策の推進、水の有効利用の推進等)に積極的に取り組めます。	環境政策課	3	雨水タンクの無償配布により、雨水利用を通じた節水効果をPRしている。今後は市報やHPを活用して節水意識の高揚などを図る必要がある。	3	雨水タンクの無償配布により、雨水利用を通じた節水効果をPRしている。今後は市報やホームページを活用して節水意識の高揚などを図る必要がある。
23	◆市の施設や公園、公立学校等の公共施設敷地内に雨水タンク等の雨水貯留装置設置を積極的に進めます。	環境政策課	2	これまで雨タンを、北福祉館、市庁舎、駐輪場、城山さとのいえに設置している。供給量が少なく市民へ優先的に提供するので公共施設への設置はあまり進んでいない。また、雨タン以外の雨水貯留装置は設置が進んでいない。	2	これまで雨タンを、北福祉館、市庁舎、駐輪場、城山さとのいえに設置している。供給量が少なく市民へ優先的に提供するので公共施設への設置はあまり進んでいない。また、雨タン以外の雨水貯留装置は設置が進んでいない。
24	◆雨水の利用について、「雨タン」(6ページ(1)雨水を参照)の配布を継続して実施し、さらに市民へアピールを続けていきます。	環境政策課	5	平成26年度末時点で、累計240個の雨タンを配布した。在庫が少なく、すぐにはけてしまうため敢えて積極的な広報はしていない。最近では口コミ、ホームページ、庁舎駐輪場の現物を見て申込みする人が多い。	5	令和2年度末時点で、累計328個の雨タンを配布した。在庫が少なく、すぐにはけてしまうため敢えて積極的な広報はしていない。最近では口コミ、ホームページ、庁舎駐輪場の現物を見て申込みする人が多い。
25	◆雨水タンク等雨水貯留装置設置のための補助金創設を検討します。	環境政策課	3	タンク自体を無償で提供することで、かなりの金銭的負担を軽減できていると考えられるため、補助金創設は保留している。	3	タンク自体を無償で提供することで、かなりの金銭的負担を軽減できていると考えられるため、補助金創設は保留している。
(6) 下水道の改善・整備			3.7		3.7	
26	◆現在合流式下水道では1時間50mmの雨水対応となっていますが、大雨時の下水管きよの負荷を軽減するため、雨水浸透ます等の雨水流出抑制施設の設置指導を継続して進めていきます。	下水道課	4	雨水流出抑制指導要綱により、雨水流出抑制施設の整備を開発事業者へ指導している。	4	雨水流出抑制指導要綱により、雨水流出抑制施設の整備を開発事業者へ指導している。
27	◆市が管理している下水道施設のうち、古いものでは敷設してから50年以上経過した管きよもあり施設の老朽化が進んでいます。これらの施設全体を計画的に改築・更新を行うための老朽化対策事業に着手し進めています。ポンプ場については古くなった設備の長寿命化計画を策定し、現在更新工事を行っています。	下水道課	3	市内全管きよについては、長寿命化計画策定のための基本構想を平成28年度に策定予定。その後、31年度から工事着手予定。また、ポンプ場は長寿命化計画を策定して現在改築工事中。	3	国立市公共下水道ストックマネジメント計画(旧長寿命化計画)を策定し、改築工事を実施している。
28	◆流域下水道北多摩二号水再生センターの下水道高度処理水を引き続き活用していきます。	下水道課	4	下水道管きよの清掃に高度処理水を使用するといった活用をしている。	4	下水道管きよの清掃に高度処理水を使用するといった活用をしている。

基本目標		担当課	評価※	平成28年度の評価	評価※	令和2年度の評価
(7) 災害時に水を確保できる体制の整備			3.0		3.0	
29	◆災害時の生活用水の確保のため、一般家庭の井戸を災害対策用井戸(停電時にも対応できる井戸)として市内に28か所指定していますが、設置場所や数に地域格差があるので、地域ごとの世帯数に対応できる数の井戸の指定を目指します。	防災安全課	3	平成27年度時点で28か所の指定がある。平成21年度以降、東・西・青柳に1本、谷保に2本指定したが廃止した井戸もあるので2本の増となった。地域的に南部地域は比較的浅い位置で水が出てくるが、北に行くにつれ、深く掘らないと出てこないのが地域格差の解消は難しいと思われる。	3	令和3年12月時点で指定している災害対策用井戸は23箇所である。新規の指定は難しい状況にあることから、現状維持が継続されていく見込み。
30	◆地下水揚水施設を設置している清化園跡地の第1、第2水源や一橋大学、民間企業等の協力のもとに、災害時に活用できるよう検討を行います。	防災安全課	3	清化園跡地の第1水源は平成26年度末時点で廃止されており、第2水源は使われていない。一橋大学とは特に災害時に協力するような取り決めは交わしていないが、ヤクルト本社中央研究所とは協定を結んでいる。	3	清化園跡地の第1水源は平成26年度末時点で廃止されており、第2水源は使われていない。一橋大学とは特に災害時に協力するような取り決めは交わしていないが、ヤクルト本社中央研究所とは協定を結んでいる。
(8) 水循環に寄与できる緑地の保全			3.0		3.5	
31	◆市内では都市化の進展により、雨水の保水機能を有する樹木や緑地が減少しており、雨水浸透機能を有する農地等の保全を目指します。	南部地域まちづくり課	3	生産緑地制度を活用して農地の保全を継続している。谷保の原風景を保全する基金の設立に向けて着手したところである。	4	生産緑地の追加指定に加え、平成30年度からは特定生産緑地制度が開始された。都市計画課と連携し、農業者に対して、特定生産緑地に指定するメリットや申請手順を丁寧に広報・周知徹底することで、農地保全を推進している。
32	◆下水道への雨水の流入量を緩和する対策として、保水機能を有する農地、ハケ、平地林等の緑地の確保を推進します。	南部地域まちづくり課 環境政策課	3	生産緑地制度を活用して農地の保全を継続している。ハケの所有者と使用貸借契約を結んで、市が維持管理を行うようにし、緑地の保全を推進した。	4	生産緑地制度を活用して農地の保全を継続している。生産緑地の追加指定に加え、平成30年度からは特定生産緑地制度が開始された。都市計画課と連携し、農業者に対して、特定生産緑地に指定するメリットや申請手順を丁寧に広報・周知徹底することで、農地保全を推進している。ハケの所有者と使用貸借契約を結んで、市が維持管理を行うようにし、緑地の保全を推進した。
33	◆多様な生き物の生息地である青柳崖線樹林地や、一橋大学の樹林地、矢川、農地、用水路などを計画的に保全する必要があります。さらに、水田と一体的に存在する里山景観の保全も進める必要があり、加えて、河川や用水、湧水といった豊かな水環境と一体となった水と緑のネットワークを構成し、現状の緑地を保全します。また、生垣助成制度等による民有地の緑化を積極的に進めていきます。	環境政策課	3	必要に応じて対応しているが、計画は策定していない。里人会議を立ち上げて、今後の活動を検討している。水田は減少傾向にあるが、ハケは使用貸借を今後進め、矢川は現状の維持管理を続けていく。生垣助成制度では、26年度末時点で累積196件(2,635m)の助成を行った。	3	令和元年8月に「崖線樹林地の保全に係る基本的な方針」及び「農の営みが残る原風景を保全するための基本方針」を策定し、崖線樹林地、農地、用水路等が一体となった風景の保全に努めている。生垣助成は令和2年度までに累積延長2,761mの助成を行った。
34	◆道路については沿道緑化や緑の連続性に配慮していきます。	道路交通課	3	平成26年度にJR中央線高架化事業に伴い側道が整備された。その際、桜や植栽、ツツジなどの低木を新設し沿道緑化を実施した。	4	令和2年度に完成した都市計画道3.4.10号線では道路の新設に伴い植樹帯を設置した。高木(桜)を植えたことで、新たに連続性を持った沿道緑化ができた。また、さくら通りにおいては、平成30年度～令和3年度にかけて道路工事の中で、既存の植樹帯の更新を実施しており、高木(桜、銀杏)と低木(つつじ)の植え直しを実施して植樹環境を整えることで、緑の連続性の確保に努めた。
35	◆民有地崖線を市で借地し維持管理を行います。	環境政策課	3	平成25年度に1件実施し、維持管理を行っている。現在、加えて1件調整中。	3	令和2年11月、新たに1件契約したことにより、合計2件の民有地崖線を市が借地し維持管理を行っている。
36	◆都市計画公園優先整備区域の整備を推進します。	環境政策課	3	城山都市計画公園が該当しており、一部寄付により推進した。	3	城山公園南側の生産緑地を優先整備区域として位置付け、令和3年度までに2筆を買取った。

※評価について 5:十分達成した 4:達成した 3:一部達成した 2:あまり達成できなかった 1:達成できなかった

基本目標		担当課	評価※	平成28年度の評価	評価※	令和2年度の評価
(9) 環境学習への取組			4.0		3.7	
37	◆小・中学校等の公教育の中で地域の水環境の学習の推進を目指します。	教育総務課	4	小学校中学年の授業カリキュラムにおいて、水の旅を通じて水循環を学ぶ授業がある。	3	小学校中学年の授業カリキュラムにおいて、水の旅を通じて水循環を学ぶ授業を半数の小学校で実施している。
38	◆体験学習として学校のプールの生き物調査や湧水の仕組みを現地で学ぶ機会を設けます。	教育総務課	4	小学校中学年で、矢川探検、湧水調査、水道キャラバン(東京都)、プールのヤゴ捕りといった水に親しむ授業を行っている。	4	小学校中学年で、矢川探検、湧水調査、水道キャラバン(東京都)、プールのヤゴ捕りといった水に親しむ授業を行っている。
39	◆多摩川の知識を深めるために、地元の多摩川漁業協同組合やNPO等の協力を得て体験学習を行います。	環境政策課	4	水の懇談会を中心に、多摩川漁業協同組合国立支部の協力を得て、多摩川で投網などを行うイベントを毎年実施しており、現在では募集開始後即日定員に達する人気イベントとなった。	4	水の懇談会を中心に、多摩川漁業協同組合国立支部の協力を得て、多摩川で投網などを行うイベントを毎年実施しており、現在では募集開始後即日定員に達する人気イベントとなった。しかし、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で開催を見送っている。

7. 計画の基本目標 進捗状況評価一覧内訳

※評価について 5:十分達成した 4:達成した 3:一部達成した 2:あまり達成できなかった 1:達成できなかった

基本目標		担当課	評価※	平成28年度の評価	評価※	令和2年度の評価
(1) 推進体制の整備			3.0		3.0	
40	◆全庁的な協議、調整を図る必要があり、庁内組織を設置していきます。	環境政策課	5	国立市水循環基本計画推進本部を設置した。委員は、政策経営課長、総務課長、防災安全課長、産業振興課長、都市計画課長、道路下水道課長、南部地域整備課長。	5	庁内の検討組織として、国立市水循環基本計画推進本部がある。本部長は生活環境部長、委員は政策経営課長、総務課長、防災安全課長、都市計画課長、道路交通課長、下水道課長、南部地域まちづくり課長、都市農業振興担当課長となっている。
41	◆計画の実現には、市民及び事業者の協力、協働が必要です。計画や進捗状況について市広報やホームページ等で広く市民にPRしていきます。	環境政策課	3	市報には雨水浸透ます設置助成や多摩川でのイベントの記事を掲載した。ホームページには計画自体の紹介、国立の水環境、雨水タンク、雨水浸透ます設置助成などを掲載している。	3	市報には雨水浸透ます設置助成や多摩川でのイベントの記事を掲載した。ホームページには計画自体の紹介、国立の水環境、雨水タンク、雨水浸透ます設置助成などを掲載している。
42	◆単独の自治体の施策だけでは十分な効果が期待できないため、広域的な視点に立っての対応を図っていきます。	環境政策課	1	今後の課題である。	1	今後の課題である。
(2) 進行管理			4.0		4.0	
43	◆計画の進捗状況について庁内組織等を通じて把握し、計画の適切な進行管理に努めていきます。	環境政策課	4	国立市水循環基本計画推進本部を設置し、計画の適切な進行管理に努めている。	4	国立市水循環基本計画推進本部を設置し、計画の適切な進行管理に努めている。
44	◆おおむね5年ごとに、計画の進捗状況を点検し、その見直しを検討します。	環境政策課	4	各主管課にて計画の進捗状況を点検し、見直しを検討している。	4	各主管課にて計画の進捗状況を点検し、見直しを検討している。